

令和7年度 重要事項説明書

学校法人大阪慈光学園 認定こども園 中野幼稚園

1. 施設運営主体

名 称	学校法人 大阪慈光学園
所 在 地	大阪府大阪市東住吉区湯里1丁目13番6号
電 話 番 号	06-6702-0032
代表者氏名	理事長 田尻 達朗

2. 施設概要

施設の種類	幼稚園型認定こども園		
施設の名称	認定こども園 中野幼稚園		
施設の所在地	大阪府大阪市東住吉区湯里1丁目13番6号		
連絡先	06-6702-0032		
園 長	園長 米田 雅之		
利用定員	1号認定こども	2号認定こども	3号認定こども
	45人	20人	0人
開設年月日	令和4年4月1日		

3. 施設の目的

学校教育法第22条及び23条に従って義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児のすこやかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の健全なる発達を助長することを目的とします。

4. 施設の運営の方針

- (1) 施設を利用する子どもの人格を尊重し、差別的な取り扱いや虐待、懲戒にかかわる権限の濫用等は行わず、常に子どもの立場に立って教育(保育)を提供します。
- (2) 教育(保育)施設、子育て支援事業を行う者、他の学校や保健医療サービスを提供する者と密接に連携し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。
- (3) 施設を利用する子どもの人権を擁護し、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修の実施をする等の措置を講じます。
- (4) 幼稚園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月22日大阪市条例第100号)に基づき施設の運営を行います。
- (5) 教育(保育)の質及び職員の資質向上のため、必要な環境を確保し、提

供する教育（保育）の自己評価を行い、常にその改善を図ります。

5. 施設・設備等の概要

敷 地	敷 地 全 体	9 5 0 . 0 4 m ²
	園 庭	5 7 4 . 3 0 m ²
園 舎	構 造	鉄筋構造 耐火構造
	延 べ 面 積	8 1 3 . 4 9 m ²
	築 年 月	平成 3 年 3 月 増築平成 1 5 年 1 0 月

6. 職員の配置状況

職 種	職務の内容	員 数	常 勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主幹保育教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	2	2		
保育教諭	園児の保育に従事する	1 2	6	6	
音楽講師	園児の音楽活動をつかさどる	1		1	
事務職員	事務に従事する	2	1	1	
調理員	給食の調理に従事する	4	1	3	
園務員	園の用務に従事する	1		1	
栄養士	園児の栄養の指導及び管理をつかさどる				外部委託
計		2 3	1 1	1 2	

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（小児科・内科）

医療機関の名称	武知小児科内科
小児科医師名	武知 哲久
所在地	大阪市東住吉区鷹合 2 - 1 7 - 4
電話番号	0 6 - 6 6 9 1 - 9 4 7 1

（歯科）

医療機関の名称	小児歯科 ふじわら歯科
歯科医師名	藤原 成樹
所在地	大阪市東住吉区東田辺 2 - 2 6 - 3
電話番号	0 6 - 6 6 9 6 - 7 2 4 4

(眼科)

医療機間の名称	フジモト眼科
眼科医師名	藤本 雅彦
所在地	大阪市東住吉区湯里1-13-22
電話番号	06-6704-5561

(耳鼻咽喉科)

医療機間の名称	鵜山耳鼻咽喉科医院
耳鼻咽喉科医師名	鵜山 太一
所在地	松原市上田3-6-1 ゆめニティまつばら2F
電話番号	072-335-2105

(学校薬剤師)

医療機間の名称	aim pharmacy
薬剤師名	三島 顕
所在地	大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目3-1 熊谷ビル 3階
電話番号	06-6770-5185

7. 教育（保育）の提供日・提供時間

(1) 1号認定こども「教育標準時間認定」

学期	一学期	4月1日～	8月31日
	二学期	9月1日～	12月31日
	三学期	1月1日～	3月31日
提供する曜日	月曜日～金曜日		
教育活動時間	教育標準時間 9:00～14:30		
	※満3歳児は9:00～13:00		
預かり保育	朝	7:45～	9:00
	夕	14:30～	19:00
休園日	土曜日・日曜日・祝日		
	夏期休園・冬期休園・春期休園・創立記念日（6/23）		
	その他園長が必要と認めた日		

(2) 2号認定こども「保育認定」

学期	一学期	4月1日～	8月31日
	二学期	9月1日～	12月31日
	三学期	1月1日～	3月31日
提供する曜日	月曜日～土曜日		
教育活動時間	保育標準時間	8:00～	19:00
	保育短時間	8:00～	16:00
延長保育	保育標準時間	7:45～	8:00
	保育短時間	7:45～	8:00
		16:00～	19:00
休園日	日曜日・祝日		
	盆期間・年末年始・創立記念日・園長が必要と認めた日		

	預かり保育	教育標準時間	預かり保育
1号認定	7:45～ 9:00	9:00～14:30	14:30～19:00
2号認定	延長保育	保育標準時間	
	7:45～ 8:00	8:00～19:00	
	延長保育	保育短時間	延長保育
	7:45～ 8:00	8:00～16:00	16:00～19:00

土曜日・協力日について

土曜日・協力日の利用は、ご両親共にお仕事等の都合があり、また祖父母やご家族等でお子さんを見ることができない場合に限らせていただいています。 ※2週間前までに利用申請書の提出が必要です。

8. 教育（保育）の内容

教育（保育）の提供に当たっては、幼稚園型認定こども園教育・保育要領に基づき、提供します。

（1）教育（保育）の提供

7. 教育（保育）の提供日・提供時間に記載する時間において、教育（保育）を提供します。

（2）教育（保育）の理念

「丈夫な体、知識を豊かに、臍正しく」を目標に、知的、社会的、情緒的、身体的能力を育てるための教育（保育）を提供します。

（3）食事の提供

- ・自園調理（栄養管理業務を（株）マルワに委託しています）
- ・献立表は毎月別途配布します。
- ・食物アレルギー等、必要に応じてご相談ください。
医師の診断書を提出していただき、その内容に基づいて保護者と相談の上、除去食・代替食により対応します。

（4）特別支援の必要なこどもの教育（保育）

- ・地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもは共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児教育を行っています。大阪市の特別支援指定園に登録しています。
- ・集団での教育（保育）を提供します。また、関係機関と連携しながら必要に応じて個別計画を作成します。

9. 利用定員

（1）1号認定こどもの利用定員

満3歳児・3歳児 15名 4歳児 15名 5歳児 15名

（2）2号認定こどもの利用定員

3歳児 6名 4歳児 7名 5歳児 7名

10. 利用者負担金

（1）1号認定こどもの利用者負担（保育料）

当園に対し、幼児教育無償化の限度を超えた金額を（利用者負担額）をお支払い頂きます。

（2）2号認定こどもの利用者負担（保育料）

当園に対し、幼児教育無償化の限度を超えた金額を（利用者負担額）をお支払い頂きます。

(3) 預かり・延長保育等に係る利用者負担（ホームクラス）

7. 教育（保育）の提供日・提供時間に記載する時間において、利用者負担とします。別表 2

(4) その他利用者負担額

(1)(2)(3)に掲げる利用者負担額のほか、別表 1に記載する特定教育・保育の提供に要する利用者負担金をお支払いいただきます。

※2歳児・満3歳児の園生活で必要となる体操服（約 15,000 円）、用品代（約 10,000 円）

※上記以外に負担金が発生する場合、園より配布物にてお知らせします。

1 1. 支払方法

毎月の利用者負担額を指定金融機関口座より自動引き落としさせていただきます。引き落とし不能の場合は、現金での納入となります。引落日は毎月 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

1 2. 利用にあたっての留意事項

(1) 入園（選考方法）

ア 1号認定こども

本園の理念・方針に共感し本園での教育を受けたいと希望する保護者が園に入園申し込みを行った後、親子面接により入園決定を行います。その後支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

イ 2号認定こども

本園の理念・方針に共感し本園での教育を受けたいと希望する保護者が区保健センターに申し込みを行った後、区保健センターの利用調整結果に基づき、本園に入所決定されます。支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 退園

ア 契約期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望日の前月の 15 日前までの退園届を提出してください。

イ 次のいずれかに該当する場合には教育・保育の提供を終了します。

① 子ども・子育て支援法第 24 条第 1 項、第 2 項、または第 3 項の規定により支給認定が取り消された時。

② 保護者が施設や保育に従事する職員又は他の利用者に対して、重大な背信行為を行う等、施設の運営に重大な支障が生じた時。

ウ 納付金の滞納が 3 ヶ月続いた場合。

(3) 転園

転居などにより他の教育・保育施設などへの転園を希望するときは、転園希望月の1ヶ月前までに転園届を提出してください。

(4) 登園停止

学校保健安全法に規定する疾患、及び園が定める疾患に罹患していると判断したときは、当園園児の全治が確認できるまで登園の停止を命じることがあります。

(5) 修了

子どもが小学校に修学したときは、教育（保育）の提供を終了します。

1 3. 非常災害時の対策

当園、非常災害時には別途定める消防計画書及び危機管理マニュアルにより対応します。

防 災 設 備	・自動火災報知機 ・ガス漏れ探知機 ・消火器 ・非常通報装置 ・防犯カメラ ・AED ・備蓄食料 ・各保育室のカーテンは防火処理済
避 難 訓 練 (火災・地震・津波・不審者)	毎月1回以上実施します。
避 難 場 所	認定こども園 中野幼稚園

1 4. 災害時等における臨時休園、緊急降園の取扱

大阪市に暴風警報・特別警報の発令、また震度5以上の地震の発生等、身に危険が及ぶと予想される事態が発生したときは、臨時休園・緊急降園の措置を取らせていただきます。

1 5. 緊急時の対応

利用している子どもに病状急変や事故、災害等の緊急事態が発生した場合、保護者の指定する緊急連絡先に連絡を取ります。保護者に連絡がつかない場合、必要に応じて園の嘱託医または保護者の指定する医療機関等へ連絡を行ったり救急車対応、または園から病院へ受診したりすることがあります。

16. 保険に関する事項

当園では、以下のとおり保険に加入しています。

1	保険会社名	日本スポーツ振興センター
	内 容	災害共済給付
	負担金額	200 円
2	保険会社名	Chubb 損害保険会社
	内 容	JK 保険（園総合補償制度）
	負担金額	園負担
3	保険会社名	株式会社 B L S 損害保険
	内 容	園児保険(希望者のみ)
	負担金額	保険冊子参照

※その他詳細は後日配布の文書をご覧ください。

17. 苦情等に関する相談窓口

当園では、苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	
解 決 責 任 者	園 長
受 付 担 当 者	主 任
相 談 時 間	当園の開園日・開園時間内
電 話 番 号	06-6702-0032

氏 名	房本 実
住 所	大阪市東住吉区
電 話 番 号	080-3130-0482
役職・肩書等	南百済連合振興町会長

18. 個人情報の取扱い

当園は、業務上知り得た利用する子ども及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。なお、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することがあります。

- ア 小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、修了にあたり入学予定の小学校との間で情報を共有します。
- イ 他の教育・保育施設等へ転園する場合、その他きょうだい別の教育・保育施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。

- ウ 緊急時において、その他関係機関に対して必要な情報提供を行います。
- なお、市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

19. 虐待の防止

当園では、利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じています。

20. 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
3歳児	18人	14人	20人
4歳児	14人	20人	21人
5歳児	19人	21人	12人

21. 駐輪場利用について

- (1) 園舎横の駐輪場については、園児の送迎や幼稚園行事、課外活動での送迎に限り、ご利用いただけます。ただし、行事によってはご利用いただけない場合もございます。
- (2) 本園には駐車場はありません。車でご来園の場合は、路上に駐停車せず、一般の駐車場をご利用ください。

22. その他の留意事項

- (1) 送迎は保護者が行なってください。保護者以外の方が来られる場合は、事前に保護者から連絡をお願いします。（高校生未満への引き渡しは行いません）
- (2) 園内に入られます時には、必ず名札の着用をお願いします。名札のない場合は入っていただけません。
- (3) 自転車の送迎は、当園の近隣住民に迷惑がかからないよう交通ルールを遵守することをお願いします。
- (4) 教育・保育の必要時間は支給認定の範囲の中で就労等の状況を確認し、個別に園が設定します。
- (5) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に本園及び利用者に係る誹謗中傷を含む発言や第三者の名誉を棄損したり個人のプライバシーを侵害しないよう注意しトラブルが発生しないように注意してください。個人情報等の掲載は禁止です。自己の情報発信に責任をもち慎重に利用してください。園児や他の保護者、教職員等、園に関する個人情報や写

真などその他の情報が漏えいしないよう注意してください。

- (6) 各感染症拡大防止の観点により、罹患者数が一定数を超えていなくても園の判断により、休園等の措置をとる場合があります。

23. 自己評価と職員の資質向上の実施状況

毎年2回実施（評価委員制度あり）

24. 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無

なし

別 表 1

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費分、上乗せ徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
		1号認定	2号認定
施設設備費	施設をさらに充実させていくための費用。園庭・園舎・環境設備の管理・修繕・充実	月額 2,000 円	
教育・保育充実費	教育・保育内容の充実 （体育・英語等専任講師によるレッスン）、認可最低基準以上の職員配置	月額 2,000 円	
給食費	1号：（月）～（金） 2号：（月）～（土）、長期休業中 ※欠席による返金はありません。 園都合による給食提供不可日は、日割計算額を返金致します。	7,200 円 主食費 2,150 円 副食費 5,050 円	8,200 円 主食費 2,450 円 副食費 5,750 円
行事費	バス遠足・コンサート・観劇等の費用	月額 1,000 円	
アルバム積立金	卒園アルバムの積立	月額 400 円程度	
その他 （絵本代等）	絵本代 3・4・5歳児 満3歳児	月額 900 円程度	
		月額 400 円程度	

入園時に徴収する費用

内容、負担を求める理由及び目的	金額
入園準備金 入園にあたり園生活に必要な名前の表示や名簿・個人記録の準備等に伴う事務経費	30,000 円
制服類 制服一式 体操服・スモック 上・下くつ 帽子（夏・冬）	9,500 円程度 6,500 円程度 4,600 円程度 5,500 円程度
教材費 園内品 園内生活用品 その他教材	8,000 円程度 15,000 円程度 14,000 円程度

※納付された費用は理由の如何に関わらず返金することができませんのでご了承下さい。

※月額で示されているものは、毎月徴収となります。夏休み等長期休業月や保育日数の少ない月も同額となります。また、欠席等いかなる事情においても返金はありませんのでご了承下さい。

※いずれの費用も法令や制度の変更、税制や物価変動等により見直しをする場合があります。変更する場合は事前にお知らせします。

別 表 2

預かり保育・延長保育料金（ホームクラス）

7：45～8：00	50 円
8：00～9：00	100 円
教育時間終了～18：00	100 円／30 分
18：00～19：00	200 円／30 分
長期休業中の給食	330 円／食 (1号認定こどものみ)

預かり保育の提供日は、4月当初に配布予定の年間行事予定表をご覧ください。

※利用には事前申し込みが必要です。また、定員を超えた場合は利用できません。